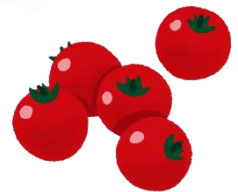


## 農薬危害防止運動実施中

山形県では、農薬による事故防止と、より一層の農薬適正使用に向けて、関係機関と連携し農薬危害防止運動を行っています。農薬の使用に当たっては、以下の点に注意しましょう。

### 1. 農薬の購入・保管管理

- ❑ 農林水産省登録番号のある農薬ですか
- ❑ 購入量は適切ですか
- ❑ 農薬の有効期限は切れていませんか
- ❑ 鍵のかかる保管庫に保管していますか



### 2. 農薬の使用

- ❑ ラベル記載の適用作物ですか  
登録のある作物名が記載されています。似ている作物でも記載のない作物には使用できません。いま一度、確認しましょう。
- ❑ ラベル記載の使用量(希釈倍数)ですか
- ❑ ラベル記載の総使用回数以内ですか
- ❑ ラベル記載の使用時期(収穫前使用日数等)ですか
- ❑ 使用前に周辺の生産者、養蜂家、住民等に知らせましたか
- ❑ 飛散防止対策は万全ですか  
風の強さや風向き、散布の方向、散布量には十分気を付けましょう。
- ❑ 自身の身支度は万全ですか  
農薬用マスク、保護メガネ、防除衣、手袋、長靴などを身につけ、事故防止に努めましょう。
- ❑ 自身の体調は万全ですか  
体調が悪いとき、また気温が高いとき、風が強いときは散布を避けましょう。

### 3. 農薬の散布後

- ❑ タンクやホースは確実に洗浄しましたか  
洗浄液が排水路や河川等に流出しないようにしましょう。
- ❑ 農薬の使用月日、農薬名、対象作物名、使用量(希釈倍数)などを記録しましたか



### 4. 農薬の処分

- ✓ 不要になった農薬を処分する場合は、農協や農薬販売店等にご相談ください  
農薬の空容器、空袋等は、廃棄物処理業者に処理を委託する等適切に処分しましょう。

### ! 万が一の事故の場合

- ✓ 農薬の誤使用等で健康被害が発生した場合には、応急処置を行い、速やかに最寄りの医療機関で処置してもらいましょう

### 公園等で病害虫管理を行うときは・・・

- ✓ 「公園・街路樹等病害虫・雑草管理マニュアル」(環境省HPで公表)を参照してください

#### ○農薬の相談は

： 食品安全衛生課(023-630-2160)、 農業技術環境課(023-630-3419)  
病害虫防除所(023-644-4241)、 庄内支所(0235-78-3115)  
最寄りの各総合支庁各農業技術普及課

○農薬情報は : やまがたアグリネット(愛称:あぐりん) <https://agrin.jp/>

#### ○毒物・劇物の相談は

健康福祉企画課(023-630-2332)、 最寄りの各保健所

○公園等病害虫等管理マニュアルの相談は:水大気環境課(023-630-2339)